工事検査ワンポイントアドバイス
「中間検査の積極的な活用について」

工事検査通信　No.97
発行：　R７年8月19日
出納局　工事検査課



やぁ浩二（コウジ）さん。久しぶりだね。仕事には慣れましたか？

はい、入庁して三年目になり、だいぶ仕事の流れが分かってきました。今は初めての橋梁下部工事に携わっており、勉強しながら監督していますが、不安なところもありまして・・・





どんなことですか？

はい、杭基礎や橋台の配筋など竣工検査時に目視確認ができないところは、どう確認してもらえば良いのか分からなくて・・・





それなら中間検査を受検するのがオススメですね。
検査には、①竣工検査　②一部竣工検査　③既済部分検査　④中間検査
と４つあって、今の話の橋梁下部工事だと、中間検査の対象工事になりますね。



中間検査ですか、具体的にどのようなものですか？



はい。中間検査は、「竣工検査時に出来形、品質の確認が困難となる工事」を対象に、「施工段階の重要な変化点で実施する検査」で、対象となる範囲の出来形、品質を確認するものです。
また、中間検査実施要領第３条で、施工規模が大きいなど公所長が必要と認める工事も対象となるので、積極的に活用すると良いですよ。



でも、中間検査と竣工検査の二度も受検すると大変な感じがしますが？



そんなことはないですよ。中間検査で確認した出来形、品質は竣工検査では原則確認しないこととしています。
また、対象範囲の出来形、品質及び適正な施工が確認できる書類があれば良く、検査用に製本する必要はありません。

出来形の段階確認や材料の品質規格証明の書類は、その都度ＡＳＰでやりとりしているし、施工状況の写真は日々現場代理人が撮影しているので、中間検査では提示できるようになっていれば良いのですね。





そうなんです。検査会場も現場事務所でOKですし、検査の支障にならなければ受検中も施工の手を休める必要はありません。



でも、中間検査は施工途中の段階なので、天候に左右される工種などは工程の進捗が不透明で検査請求しづらいことがあるのですが・・・



そうですね。そのため、中間検査は検査日程の変更について柔軟に対応するようにしていますが、検査予定の直前での変更が無いよう工程管理してください。



なんだか中間検査に対するハードルが下がった気がします。



それは良かった。実は中間検査には、出来形・品質の向上を図る、不適合工事の発生を防止するといったメリットもあるんですよ。

特に不適合工事の発生防止は、メリットとして大きいです。中間検査実施要領第７条では、「中間検査においては、設計図書と対比してその適否を判断するが、不適合工事の処理はしない」と定められており、竣工検査までに是正すれば不適合工事とはなりません。



そうですか。竣工検査の前に検査員に事前確認してもらえるという感じですね。それは安心です。



中間検査は、受発注者ともにメリットが大きく、新たな手間が掛かるものではないので積極的に活用してください。

関係資料

「中間検査実施要領」「中間検査実施要領の運用」「中間検査実施の効果」

＊＊

●本日のポイント

- 中間検査は、出来形、品質及び適正な施工を確保するため、施工の重要な変化点で実施する検査です。
- 不適合工事の発生防止のためにも積極的に活用しましょう。
- 過去の通信No.13、No.56、No.68においても中間検査について記載していますので参考にしてください。

【登場人物の設定】



出納局 工事検査課
唐井(ｶﾗｲ)検査員



某建設事務所
浩二(ｺｳｼﾞ)技師
入庁３年目